

土壌の汚染状態に関する基準及び地下水基準

特定有害物質の種類（法第2条）		土壌溶出量基準（mg/L）	土壌含有量基準（mg/kg）	地下水基準（mg/L）
第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）	クロロエチレン	0.002以下	—	0.002以下
	四塩化炭素	0.002以下	—	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.002以下
	ジクロロメタン	0.02以下	—	0.02以下
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.01以下	—	0.01以下
	ベンゼン	0.01以下	—	0.01以下
第二種特定有害物質（重金属等）	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.003以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下（遊離シアンとして）	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.0005以下かつ、アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	0.8以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	1以下
第三種特定有害物質（農薬等）	シマジン	0.003以下	—	0.003以下
	チオベンカルブ	0.02以下	—	0.02以下
	チウラム	0.006以下	—	0.006以下
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注：令和2年4月2日に土壌汚染対策規則の一部を改正する省令が公布され、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物の基準が改正されました。この施行は令和3年4月1日からです。